

名古屋議定書

背景

1992年5月: 生物多様性条約の採択

目的: ①生物多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、
③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

⇒1993年の発効以降、途上国が、③の実効性を高めるための法的拘束力を有する制度の創設を強く要求。国際的枠組みに関する交渉が開始。

2010年10月: 我が国が議長国を務めた第10回生物多様性条約締約国会議(於: 名古屋)にて本議定書を採択 (2011年5月: 我が国署名)

2014年10月: 発効。2017年2月1日現在、94か国及びEUが締結済み。

(主な締約国: フランス、ドイツ、英国、オランダ、スペイン、スイス、ノルウェー、アルゼンチン、メキシコ、ペルー、インド、インドネシア、ベトナム、中国、ナミビア、南アフリカ等)

主な内容

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分がなされるよう、遺伝資源の提供国及び利用国がとるべき措置を規定。

○提供国措置: (我が国として、当面は特段の措置を講じない)

遺伝資源の取得の機会の提供及び利益の配分に関する国内法令の整備(提供国が別段の決定を行う場合を除く)【第6条】

○利用国措置: (財務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、環境省の共同告示として指針を制定)

提供国法令の遵守の確認(立法上、行政上又は政策上の措置)【第15条】

早期締結の必要性

我が国の都市名を冠する国際的にも関心の高い国際約束。我が国の締結は、国際社会における遺伝資源の取得及び利用の円滑化並びに生物の多様性の保全に資する。

2018年の第3回締約国会合で、本議定書の評価及び再検討を行う。我が国も2017年中に締結し、ルール作りに締約国として参加することが必要。

生物多様性条約(1992年)

名古屋議定書(2010年)

<提供国措置>

取得の機会の提供及び利益の配分に関する法令整備(別段の決定を行う場合を除く)

提供国

提供者

遺伝資源

相互に合意する条件(MAT)

遺伝資源の提供

利益の配分

法令遵守の確認

利用国

利用者

利益

<利用国措置>

提供国法令の遵守の確認

事前同意